

令和元年11月定例会議会

議 案 説 明



議案第 5 4 号 令和元年度四日市市一般会計補正予算（第 6 号） から  
議案第 7 8 号 市道路線の認定について まで  
並びに  
報告第 1 2 号 市長専決処分事項の報告について 及び  
報告第 1 3 号 議決事件に該当しない契約について

ただいま上程されました議案及び報告についてご説明申し上げます。

議案第 5 4 号は、令和元年度一般会計補正予算第 6 号案であります。今回の補正の主な内容は、1 0 月からの幼保無償化に伴い、私立保育園に対して副食費における国の公定価格との差額を加算するため、保育所事務費事業費の補正を行うほか、災害関連として、9 月の集中豪雨により市内の急傾斜地崩壊危険箇所が発生した法面崩壊の緊急対策を行うため、三重県が実施する急傾斜地災害緊急対策事業への負担金を計上するものであります。

そのほか、職員の給与改定等に伴う人件費の補正や税務調査に伴う源泉所得税納付金の計上、国・県の補助単価の改定や補助決定のあった事業費の補正、年度末までの実績見込みに基づく事業費の補正を行っており、これらの歳入歳出予算のほか、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正を行おうとするものであります。

歳入歳出予算につきましては、2 1 億 5 6 0 万 7, 0 0 0 円の増額で、補正後の予算額は、1, 2 5 2 億 9, 9 3 2 万 6, 0 0 0 円となります。

以下、歳出各款にわたり、主な内容についてご説明申し上げます。

第 1 款 議会費は、人件費の増額補正、議員報酬等の減額補正であります。

第 2 款 総務費は、財政調整基金及び都市基盤・公共施設等整備基

金への積立金や、過年度国県支出金等返還金などの増額補正、人件費の減額補正であります。

第3款 民生費は、幼稚園事務費事業費などの増額補正、介護保険特別会計繰出金などの減額補正であります。

第4款 衛生費は、資源物処理事業費の増額補正、人件費の減額補正であります。

第5款 労働費は、人件費の減額補正であります。

第6款 農林水産業費は、土地改良事業費や水産物供給基盤機能保全事業費などの増額補正、人件費の減額補正であります。

第7款 商工費は、人件費の減額補正であります。

第8款 土木費は、急傾斜地災害緊急対策事業負担金の増額補正、準用河川改修事業費などの減額補正であります。

第9款 消防費は、危険物保安技術審査委託費や人件費の増額補正であります。

第10款 教育費は、埋蔵文化財保護事業費の増額補正、人件費の減額補正であります。

以上、歳出の概要をご説明申し上げましたが、歳入につきましては、歳出各款に関する特定財源を補正するほか、ふるさと応援寄附金の増収見込みによる増額補正や、前年度からの繰越金の増額補正を行うとともに、交付税措置のない市債の発行抑制を行い、収支の均衡を図りました。

さらに、基金につきましては、決算剰余金の二分の一ルール分について財政調整基金積立金の増額補正を行うとともに、残りの収支差について本市の重点的な大型投資プロジェクトを計画通り実施するため、都市基盤・公共施設等整備基金積立金の増額補正を行っております。

また、本年度事業のうち、水産物供給基盤機能保全事業費や交通安

全施設整備補助事業費などについて、翌年度に繰り越して使用するための繰越明許費を計上するとともに、債務負担行為については、道路照明灯・公園照明灯LED化業務委託費、地域維持型道路維持修繕業務委託費、総合体育館総合管理業務委託費、霞ヶ浦垂坂線横断歩道橋設置事業費などを計上するほか、令和2年4月1日から業務を開始するため本年度に契約を行う必要のある事業費などの追加及び変更を行っております。

次に、議案第55号から議案第62号までは、特別会計及び企業会計の補正予算案であり、以下、主な内容についてご説明申し上げます。

国民健康保険特別会計は、診療報酬明細書点検業務に係る委託料の債務負担行為の追加であります。

食肉センター食肉市場特別会計は、清掃業務に係る委託料の債務負担行為の計上であります。

土地区画整理事業特別会計は、人件費の増額補正であります。

介護保険特別会計は、人件費の減額補正のほか、介護保険給付費支払準備基金積立金や過年度国庫支出金等返還金の増額補正などを行うとともに、介護保険事業計画・高齢者福祉計画の策定業務に係る委託料などの債務負担行為の追加であります。

後期高齢者医療特別会計は、人件費の増額補正であります。

水道事業会計は、路面復旧工事費などに係る債務負担行為の追加及び変更であります。

市立四日市病院事業会計は、源泉所得税の納付に伴う特別損失の増額補正を行うとともに、給食業務委託費などの債務負担行為の追加及び変更であります。

下水道事業会計は、源泉所得税の納付に伴う特別損失の増額補正を行うとともに、処理場施設等管理事業費などの債務負担行為の追加及び変更であります。

つづきまして、条例その他の議案等についてご説明申し上げます。

議案第63号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正及び 議案第64号 市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正につきましては、人事院の勧告に準じ、議員及び市長、副市長の期末手当の支給月数を引上げようとするものであります。

議案第65号 職員給与条例の一部改正及び 議案第66号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正につきましては、人事院の勧告に準じ、職員及び一般職の任期付職員の給料表の引上げや勤勉手当の支給月数の引上げなどを行おうとするものであります。

議案第67号 自治会加入の促進と自治会活動推進のための条例の制定につきましては、地域住民の自治会への加入及び参加を促進し、自治会活動の推進を図ることで、誰もが安全・安心で快適に暮らすことができる地域社会の実現に寄与するため、地域住民の自治会への加入及び参加に関する基本理念や地域住民、自治会及び事業者の役割並びに市の責務を規定しようとするものであります。

議案第68号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、関係する規定を整備しようとするものであります。

議案第69号 企業立地促進条例の一部改正につきましては、製造業のIoT、AI等を導入するスマート化事業に係る施設等を対象事業に追加する等、奨励措置の内容を見直すとともに、条例の有効期限を5年間延長しようとするものであります。

議案第70号 総合体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、総合体育館の設備器具及び備付物品の使用料上限額並びに弓道場における個人使用料に関する事項について関係する

規定を整備しようとするものであります。

議案第 7 1 号 総合計画基本構想及び基本計画の策定につきましては、令和 2 年度からの 1 0 年間を計画期間とする新たな総合計画について、議会基本条例の規定に基づき、議決を受けようとするものであります。

議案第 7 2 号及び議案第 7 3 号は、楠町地先の公有水面埋立ての竣功に伴い、あらたに生じた土地を市域として確認するとともに、楠町に編入しようとするものであります。

議案第 7 4 号 動産の取得につきましては、市立中学校の防犯カメラ等を取得しようとするものであります。

議案第 7 5 号から議案第 7 7 号までは、公の施設の指定管理者について、ふれあい牧場の指定管理者のほか 2 件の指定管理者をそれぞれ指定しようとするものであります。

議案第 7 8 号 市道路線の認定につきましては、道路法に基づき、開発行為による八田 3 1 号線のほか 7 路線の認定を行おうとするものであります。

報告第 1 2 号につきましては、地方自治法第 1 8 0 条第 2 項の規定に基づき、1 3 件の専決処分事項を報告するものであります。

報告第 1 3 号につきましては、議決事件に該当しない契約についての報告に関する条例に基づき、1 0 件の契約を報告するものであります。

以上が各議案及び報告の概要であります。

どうかよろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。